

福井労働局発表
平成26年9月30日

【担当】
福井労働局職業安定部
地方訓練受講者支援室
室長 坂下 正機
室長補佐 富田 道治
電話： 0776-26-8610

10月から「教育訓練」が拡充します

10月1日から、職業能力の開発や向上のための「教育訓練」が拡充します。

新しい制度では、仕事のスキルアップ・資格取得を目指す方に対して、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働省が指定した専門的・実践的な教育訓練として、「専門実践教育訓練」が設けられ、「一般教育訓練(従来の教育訓練)」と「専門実践教育訓練」の2種類となります。

「専門実践教育訓練」の受講者に対しては、受講費用を助成する「専門実践教育訓練給付金」を新設します。

また、受講期間中の生活を支援するため「教育訓練支援給付金」や融資制度として「教育訓練受講者支援資金」が設けられます。

1 受講者に対して

(1)「専門実践教育訓練給付金」を新設

受講者が負担した訓練費用に係る給付金も「一般教育訓練給付金(従来の教育訓練給付金)」に加え、「専門実践教育訓練給付金」が新たに設けられます。

(2)「教育訓練支援給付金」を新設

「専門実践教育訓練給付金」を受給する45歳未満の離職者で、支給要件に該当する方には、離職前の給与に基づいて算出された金額(雇用保険の基本手当の半額)が支給されます。

(3)「教育訓練受講者支援資金」を新設

世帯の状況によっては、「教育訓練支援給付金」のみでは訓練受講中の生活費が不足する場合が考えられることから、「教育訓練支援給付金」を受給する受講者に対して融資制度が設けられます。

2 事業主に対して

(1) 「キャリアアップ助成金」「キャリア形成促進助成金」の対象

「教育訓練」の経費を受講者の雇用主が負担した場合、「キャリアアップ助成金」「キャリア形成促進助成金」の対象訓練となります。

3 「専門実践教育訓練」の対象講座

(1) 平成 26 年 8 月末現在の対象講座

対象講座は 10 月開講講座が 16 コース(内県内施設 0 コース)、平成 27 年 4 月開講講座が 847 コース(内県内施設 4 コース)となっています。

(2) 講座指定の手続き

「専門実践教育訓練」の講座指定については、「中央職業能力開発協会」で実施しています。